

2026年以降を見据えた

「改正労働基準法」の 方向性を“総まとめ”

企業が備えるべき「4大テーマ」を社労士が解説

現在、労働政策審議会で労働基準法改正に向けた議論が進んでおり、
2026年以降に法案提出・成立、段階的施行が見込まれます。

労働時間・休日に関するもののほか、フリーランスなど多様な働き手への対応、
さらには36協定の締結等に不可欠な「過半数代表者」制度にまで及び、
大きな改正が見込まれますので、現時点から方向性を確認しておき
情報収集をしておく必要があるでしょう。

そこで、法改正の議論が本格化している今だからこそ知っておくべき重要論点を
「4大テーマ」に整理し、社会保険労務士がその全体像と、
企業の経営労務に与える影響について予測し、解説します。

セミナー後半は、これまで数多くの法改正に対応してきたOBCが、
年々変化していく働き方への対応に向けて、日々の勤怠管理における
見直しポイントをご紹介します。



アクタス社会保険労務士法人
代表社員 特定社会保険労務士

松澤 隆志 氏



今、押さえておくべき「4大テーマ」

1

「労働時間・休日・休息」
ルールの見直し



2

「労働者性」判断の見直しと
多様な働き手への対応



3

「過半数代表者」制度の見直し



4

「多様な働き方」における
労働時間管理等の見直し



※本セミナーで解説する内容は、2025年1月8日に公表された「労働基準関係法制研究会報告書」およびその後の労働政策審議会での議論に基づく「方向性」です。今後の審議、答申、国会での法案審議を経て正式に決定されるため、内容および改正(施行)日は流動的であることにご留意ください。

開催日程

1月22日 木 2月13日 金

3月9日 月 4月8日 水

【A-1】10:30~11:40 【A-2】13:30~14:40

お申込

QRを読み取りまたは画像クリックで
お申込みください

全日程、同じ内容をお届けいたします。
☒ 無料・事前申込制です
☒ Zoomウェビナーでの開催となります

